

本当に絞首刑は残虐な 刑罰ではないのか? (その2)

後藤貞人 弁護士

ごとう・さだと

1947年生まれ。1969年大阪大学法学部卒業。1975年弁護士登録(大阪弁護士会)。
主な著作に、大阪弁護士会裁判員制度実施大阪本部編『コンメンタール公判前整理手続』
(共著、現代人文社、2005年)、日本弁護士連合会裁判員制度実施本部編『公判前整理
手続を活かす』(分担執筆、現代人文社、2005年)、日本弁護士連合会編『法廷弁護技術(第
2版)』(分担執筆、現代人文社、2009年)などがある。

絞首刑は残虐な刑罰ではないのか

わが国の最高裁判所は、約60年近く前にその問いに答えている。しかし、はたしてその答えは、科学的な根拠に基づく正しいものであったのだろうか。そして、その答えは今現在でも正しいのだろうか。

科学技術振興機構が提供するデータベースJMEDPlusは1981年以降に日本で発表された医学その他の関連文献情報を収録している。2011年1月5日時点でその総数は5,680,899件であった。その中に絞首刑を対象とした研究論文は皆無である。1981年より前の論文を1945年まで遡って渉猟しても、元東京大学法医学教授古畑種基博士が1950年代に刑事事件および行政訴訟で裁判所に提出した鑑定書や、それをもとに執筆した雑誌記事しか見つからない。

古畑博士は、約60年前に、絞首刑によって死刑囚は即座に意識を失って苦痛を感じないで死に至ると鑑定した。この古畑鑑定は科学的に正しいのだろうか。

それを知るために、海外およびわが国の医学論文、文献、書籍、新聞、およびインターネット等を調査した。調べ始めるといろいろなことがわかってきた。そして、多くの貴重な資料を得ることができた。

本誌61号の「本当に絞首刑は残虐な刑罰ではないのか?」と題する一文で、絞首刑によって死刑囚の頭部離断が起こる可能性を指摘した上告趣意書を紹介した。その後、インスブルック医科大学法医学研究所副所長ヴァルテル・ラブル博士に対して絞首刑に

関する法医学上の疑問について質問し、その回答を得た。本号では、主に、ラブル博士への質問と回答を紹介して、絞首刑によって医学的にどのようなことが起きるのかを明らかにしたい。

2つの最高裁判例

本誌61号の一文でも述べたとおり、上告事件で「死刑は憲法36条に違反する残虐な刑罰である」と主張したとき、この主張を退けるために言及される最高裁判例は主に2つである。1つは1948年3月12日の大法廷判決である。同判決は、刑罰としての死刑そのものが憲法36条に違反しないと判断した¹。もう1つ、1955年4月6日大法廷判決は、わが国の絞首方法は憲法36条に違反しない、と判断している。正確な内容は以下のとおりである。

「現在各国において採用している死刑執行方法は、絞殺、斬殺、銃殺、電気殺、瓦斯殺等であるが、これらの比較考量において一長一短の批判があるけれども、現在わが国の採用している絞首方法が他の方法に比して特に人道上残虐であるとする理由は認められない。従って絞首刑は憲法36条に違反するとの論旨は理由がない」²。

この判決は、帝銀事件の大法廷判決である。ところが、同法廷に提出された上告趣意書を判例集で確認しても、「絞首刑は憲法第36条違反である」とただこれだけの主張が記載されているにすぎない³。いかなる経緯で上記の判断がなされたのか判然としない。

氷解した疑問

しかし、疑問は、半世紀以上前の向江瑋悦博士(1910～1980)の著書⁴で氷解した。同博士は元検事で当時弁護士である。1950年、同博士は松下今朝敏他2名に対する強盗殺人事件(以下、「松下事件」と記す)の控訴審弁護人となり、絞首刑は憲法36条にいう残虐な刑罰であると主張した。この主張に関連して、東京高裁は3名の鑑定人を採用した。刑法学者の滝川幸辰博士、同じく刑法学者の正木亮博士、および法医学者の古畑種基博士である(1951年8月2日、滝川博士と正木博士は東京高裁による大阪拘置所刑場の検証⁵に立ち会った)。

滝川博士は「わが国の絞首の執行方法は、私の見た執行場から推測すると、特に残虐な刑罰ということはできない。即ち憲法第三六条の違反ではなからう」とした(1951年9月30日付鑑定書)⁶。

正木博士は、大阪拘置所の検証のほか、検察官としてわが国の絞首刑に立ち会った経験、死刑執行方法の歴史的変遷、各国の先例・現状などから、「日本刑法第十一条所定の死刑は残虐なる刑罰であり、「日本刑法第十一条所定の絞首刑は刑事学上現存する諸国の死刑執行方法に比し最も残虐なる刑罰である」との結論を出した(1952年1月4日付鑑定書)⁷。

古畑博士は法医学者としての立場から「頸部に索をかけて、体重をもって懸垂すると(縊死)、(中略)左右頸動脈と両椎骨動脈を完全に圧塞することができ(死刑を執行される者は一筆者注)体重が頸部に作用した瞬間に人事不省に陥り全く意識を失う。それ故に定型的縊死は最も苦痛のない安楽な死に方である」と述べて、法医学上の常識となっているのである」と述べた。つまり絞首された者は即座に意識を失って苦痛を感じないとした。そのうえで、「法医学上から見ると、以上述べた五種の死刑執行方法(銃殺、斬殺、電気殺、ガス殺、および絞殺—筆者注)の内、死刑囚をして苦痛を感じせしめることが少なく且つ瞬間的に死亡するものとして、青酸ガスによる方法と縊死による方法が一番よいものであると考えられる」「現在我国に行われている絞首刑は医学上の見地より、現在他国に行われている死刑執行方法と比

較して残虐であるということはない」と鑑定した(1952年10月27日)⁸。これらの鑑定内容は、当時新聞に報道され、一定の関心を集めたようである。

ところが、この裁判では絞首刑について踏み込んだ判断がなされなかった。この経緯を時系列的に整理すると以下のとおりである。1950年5月、松下事件で絞首刑違憲を主張する控訴趣意書が提出された。この後、帝銀事件の上告審弁護団が、「絞首刑は憲法第36条違反である」とだけ上告趣意書で主張した(向江博士によると、帝銀事件弁護団は「私のこの主張を形式的に捉えた」⁹という)。松下事件の審理は3名の鑑定人の尋問が終わった後裁判長の交代があつて、審理が延びた。1955年4月6日、絞首刑違憲について不十分な主張・立証しかなされないままに、帝銀事件の大法廷判決が先に出された。次いで同年12月19日、東京高裁は、松下事件の控訴審判決で、この大法廷判決に言及して、絞首刑違憲論を退けたのである。なお、最近知ったところによると、ミステリー作家の島田荘司氏と錦織淳弁護士との対談¹⁰でもこの経緯が話題となっている。

ところで、上に述べた経緯や内容からして、古畑博士の鑑定が帝銀事件の絞首刑合憲判決に与えた影響は大きかったと考えられる。その後も、絞首刑が残虐でない根拠として、しばしば古畑鑑定意見と同内容のことが語られてきた。死刑囚は、絞首刑で即座に意識を失うから、苦痛を感じないという説である。

これは真実なのであろうか。

ヴァルテル・ラブル博士への質問と回答

私たちは、絞首刑の残虐性について、ヴァルテル・ラブル博士に質問をした。私たちが同博士を知ったのは、本誌61号で紹介した上告趣意書中でも引用した論文¹¹がきっかけであった。2010年夏にオーストリアを訪問した関係者が接触して、電子メール等での交流が始まった。ラブル博士は現在インスブルック医科大学法医学研究所副所長でオーストリア法医学会会長でもある。私たちと同博士のQ&Aを順不同で解説を交えつつ以下に紹介する。【質問】とあるのが私たちの質問、【回答】がラブル博士の回答である。質問や回答の一部を省略することがある。質問

番号は、ラブル博士に質問した番号をそのまま用いている。質問12以降が2回目の質問である。なお、質問・回答とも原文は英語である。

まず、そもそも絞首刑の死因はひとつだけなのかについての質問である。

【質問4】

絞首刑においてありうる死因をすべて列挙してください。

【回答】

- ・頸部の動静脈の圧迫によって起こる窒息
- ・咽頭の閉塞によって起こる緩徐な窒息（非対称的な絞扼の場合、1～2分間意識がある可能性がある）
- ・頭部離断
- ・延髄の圧迫を伴う椎骨骨折（稀）
- ・迷走神経損傷によって起こる急性心停止

絞首刑による死因は複数ある。この程度の事実もあまり認識されていないのではないか。

英国において、公開で絞首刑が行われていた間は、瞬間的な死という主張はなかったが、1868年に公開執行が廃止され、20世紀になると、政府の指示により「何事もなく死刑は執行され、ほぼ即死であった」との短い声明だけが出されるようになったとされる¹²。

絞首刑で死刑を執行された者は「即死」するのだろうか。

【質問5】

絞首刑による死は「ほぼ瞬間的」としばしばいわれます。それは真実でしょうか。回答の理由もお示しください。

【回答】

絞首刑によって起こる死が「ほぼ瞬間的」であるのはごくわずかな例外——延髄が深刻な損傷を受けたときだけです。頸部の動脈（頸動脈および椎骨動脈）の完全閉塞の場合、意識消失までに5～8秒かかります。直後に心停止を来すような迷走神経への強い刺激があった場合（稀）には、意識がある時間は約10～12秒続きます。もしすべての頸部の動脈が圧迫されなければ（これはロープの

非対称的な位置のために絞首刑において典型的です!!）、意識のある時間は2～3分に及んで続くかもしれません。

絞首刑において即死は稀であり、意識が5～8秒、長ければ窒息しながら2～3分間は意識があるというのである。

では、絞首刑で死刑囚の苦痛はどうか。古畑博士の鑑定の概要を英訳して問い合わせた。古畑博士の鑑定書の内容はすでに引用したが、同博士が述べているポイントは、絞首刑では首の動脈が即座に閉塞するので、死刑囚は「体重が頸部に作用した瞬間に人事不省に陥り全く意識を失う」、「苦痛のない安楽な死に方である」という点にある。

【質問12と質問13から再構成】

現在の法医学の見地から考察して、1952年に古畑博士が書いた上記の意見書について訂正すべき点や追加すべき点はありますか。もしありましたらご説明ください。

【回答】

以下の引用中の下線部「それ故、頸部に索条をかけて、体重をもって懸垂すると（縊死）、その体重が二〇匁以上あるときは左右の頸動脈と両椎骨動脈を完全に圧塞することができ体重が頸部に作用した瞬間に人事不省に陥り全く意識を失う。それ故定型的縊死は最も苦痛のない安楽な死に方であるということ、法医学上の常識になっているのである」は明確に間違っています。（中略）たとえ仮に脳内の血液循環が直ちに停止したとしても、脳内には多量の酸素が——少なくとも数秒間は意識を保つのに十分なだけ残っているの、絞首刑において意識の消失が「瞬間に」起こることはありません。ロッセンほかの実験を参照してください。

古畑博士は、意識が保たれて苦痛のある時間を考慮しませんでした。ロッセンほかの論文の中で、ある程度の被験者は激痛を口にしました。

ここでラブル博士が述べているロッセンほかによる実験は、111人の被験者に対して、首の回りに血圧計のカフを巻きつけて行われた。特殊な装置を使用してカフの膨らみを調整することで、首の動脈の血流

を瞬時に止めることが可能になった。この実験によって、首の血流が止まった被験者の意識はすぐには消失せず、5～10秒保たれることが証明された。また、身体をどこも傷つけていないのに被験者の一部は激しい痛みを訴えた¹³。

古畑博士は動脈の閉塞が必ず起こり、それにより意識は即座に失われると述べている。それに対してラブル博士は、すでに前掲の【質問4】と【質問5】で、そもそも死刑囚の首の動脈が完全に閉塞するとはかぎらず、そのときには1～3分程度意識が持続する可能性があるとして述べている。同博士は、単に理論的にありうるというだけでなく、緩徐な窒息死の実例を記載した論文¹⁴を引用している。さらに、ラブル博士はロッセンほかの行った実験をもとに、動脈の閉塞が完全であっても5～8秒は意識があり、その間に痛みを感じるとも述べている。古畑博士の鑑定以降、すでに60年近く経つ。しかし、調査し得たかぎりにおいて、同博士の鑑定以降わが国の絞首刑に関する医学的研究は皆無であった。ラブル博士の意見は、わが国において古畑博士以降で唯一かつ最新のものであろう。

絞首刑には他の問題点もある。たとえば、首が完全に切断される頭部離断の問題や意識を保ったままの緩徐な窒息死など、「失敗」の問題である。

【質問2】

絞首刑において絞首された者の頭部離断(完全な離断および不完全な離断を含む)は起こりうるのでしょうか。仮にそうであれば、どのような条件の下で起こりうるのでしょうか。貴殿は頭部離断を伴う縊死に関してどんな調査・研究をなされましたか。その方法と結果をご説明ください(以下略)。

【回答】

起こりえます。頭部離断の危険性はいくつかの要因に依存しています。ロープの長さ、ロープの柔軟性、絞首された者の体重、ロープの太さ、結び目の位置等……。

首つり自殺による完全な頭部離断の1事例に基づいて、われわれは完全な頭部離断に必要とされる力に関する生体力学的実験および計算を行いました。頸部の皮膚(150ニュートン毎センチメートル)、摘出したままの頸椎(1,000ニュートン)お

よび頸部の筋肉(たとえば胸鎖乳突筋で——80ニュートン)の引っ張り強さを加算して、私たちは頭部離断の限界値が約12,000ニュートンであると理解しました。次に私たちは、体重およびロープの長さに依存する等力曲線を算出しました。ロープの弾性および輪縄が締まることによって生ずるロープの長さの延長は係数s(減速距離)として表現されました。論文は1995年に刊行されました(「頭部離断を伴った縊死 事例報告 生体力学」)¹⁵。

前稿でも触れたが、1883年7月6日、東京市ヶ谷監獄署における小野澤おとわの死刑執行について、読売新聞¹⁶は「刑台の踏板を外すと均しくおとわの体は首を縊りて一丈余の高き処よりズドンと釣り下りし処、同人の肥満にて身体の重かりし故か釣り下るはずみ機会に首が半分ほど引き切れたれば血潮が四方へ入り、五分間ほどにて全く絶命し」と記す。東京絵入新聞¹⁷には、小野澤について「鼻口咽喉より鮮血迸り忽地にして死に就きたる」「死体を解下されたれど絞縄のくい入りてとれざる故、刃物を以て切断し直に棺におさめられし」との記載があり、立会検事が「中川忠純」、書記官が「市川重胤」であったことも記載されている(いずれの記事も旧字体を新字体に改めるなどした)。これらの記事を英訳してラブル博士に質問した。

【質問6】

1883年7月6日の絞首刑執行中に不完全な頭部離断事故が発生したと報じた2つの新聞記事(中略)を添付しております。この事故の原因を推定していただけますか。

【回答】

新聞記事は絞首刑執行中の不完全な頭部離断の1事例を記述しています。この事故は長過ぎるロープ(落下の高さ)と死刑囚の高体重の組合せで起こったと最も考えられます。弾力性がないロープが固く結ばれていれば、それは促進要因となった可能性があります。

ところで、戦前に、九州帝大医学部法医学講座助手であった石橋無事が絞首刑による死者の遺体について報告している。石橋によると、長崎監獄で死刑

を執行された者の遺体が、鉄路福岡まで搬送され、同教室で解剖された。石橋はそのうち14体の解剖所見を論文に摘記した。頸部の所見を得た10例のうち、9例で首の軟骨や筋肉、血管が激しく損傷していたという。論文には「死刑屍の頸部臓器は一般縊死の場合と異なり、広汎なる範囲に互りて断裂せられ、甲状軟骨体及び其の左上並に舌骨大角の骨折、筋肉の離断及び出血、頸動脈内膜の裂傷若しくは断裂、頸部脊椎の骨折等を認めた。之等の諸変化は絞頸と同時に重き身体が急激に落下した為め、頸部に作用した力が、普通の縊死に比して甚だしく強烈であった為に起こったものと推測せられる」¹⁸（旧字体を新字体に改めるなどした）と述べられている。

以上は絞首刑一般の話であるが、日本の現在の刑場で、このような事故が起こるおそれがないのか、質問した。

【質問7】

仮に法律（刑法11条1項―筆者注）および布告（明治6年太政官布告65号―筆者注）に基づいて、約4メートルの踏み板の高さがある現在の日本の刑場で絞首刑が執行されるとして、頭部離断や緩徐な窒息死の可能性がありますか。日本の絞首刑における頭部離断や意識を保ったままの緩徐な窒息死の危険性は落下表（絞首刑を執行する際に、受刑者の体重に応じて同人を落下させる距離を決定し、ロープの長さを調整するための表。わが国では使用されていない―筆者注）を使用している国と同じでしょうか。回答の理由をご説明ください。

【回答】

もちろん日本のこの前提下では、頭部離断もしくは意識を保ったままの緩徐な窒息死の高い危険性が存在するでしょう。「正確な」落下表なるものがあるとすれば、それは一方で頭部離断の危険性を減らすかもしれませんが、他方でより低い落下の高さ（ロープの長さ）は意識を保ったままの緩徐な窒息死の危険性を増します。落下の高さと体重以外にも、絞首刑による損傷のパターンに影響するいくつかの重要な要因があります。たとえば、ロープの力学的な特性、解剖学的差異、結び目の種類……、落下の長さが、予想どおりの、もしくは

一定の結果をもたらすことはないとすでに示されています（レイら「絞首刑で発生した損傷」米国法医学病理学雑誌15巻〔1994年〕183～186頁）。

【質問17】

これは質問7に対する貴殿の回答の確認です。貴殿は「『正確な』落下表なるものがあるとすれば、それは一方で頭部離断の危険性を減らすかもしれませんが、他方でより低い落下の高さ（ロープの長さ）は意識を保ったままの緩徐な窒息死の危険性を増やします」と述べられました。貴殿の言わんとするところは、正確な落下表なるものがあるとすれば、それは一方でより低い落下距離を導き出す可能性があるので頭部離断の危険性を減らすかもしれないが、他方で意識を保ったままの緩徐な窒息死の発生は落下の高さとは無関係であるので、より低い落下の高さ（ロープの長さ）は意識を保ったままの緩徐な窒息死の危険性を相対的に増やすということでしょうか。

【回答】

はい。

1回目の質問の際に示すことができなかった2010年8月27日に公開された東京拘置所の刑場の写真を示して質問した。

【質問14】

私どもは、貴殿の論文から、仮に、絞首刑において、踏み板の高さが低く、細くて硬い針金のような索状物を使用しないとすると、頸部に負荷される落下エネルギーの不足のために頭部離断は発生し難いと理解しています。これは正しいでしょうか。

【回答】

はい。

【質問15】

東京拘置所の踏板の高さ4メートルは頭部離断を起こしうる限界の力12,000ニュートンを発生させるのに十分な高さでしょうか。（以下略）

【回答】

はい。われわれの論文の表5¹⁹からご理解いただけていると思いますが、頭部離断はたとえ4メートル

より低い高さからの落下であっても起こります。決定的な要因は減速距離(係数s)です。

確かにラブル博士の論文には、2.4mの落下距離で完全に首が切り離された例が記載されている。

【質問16】

写真を精査して頂いた後で、日本の絞首刑に頭部離断や意識を保ったままの緩徐な窒息死の高い危険性が存在するという貴殿のご意見(質問7に対する回答)を変更されますか。

【回答】

いいえ。おわかりのとおり、日本における刑場の状況からすると、落下の高さは最低でも4メートルはあります。

死刑執行方法の改良によってこれらの事故が防げるのか聞いた。

【質問8と9から再構成】

落下表の正式な採用もしくは他の科学的な改良によって日本の絞首刑から頭部離断や意識を保ったままの緩徐な窒息死の危険性を同時になくすることは可能とお考えですか。回答の理由をご説明ください。

【回答】

落下表が正式に採用されても頭部離断や意識を保ったままの緩徐な窒息死の危険性を減らすことはできません。なぜならそのような表は損傷のパターンを決めるすべての要素を取り込むことができないからです。

体重だけでは「適切な」落下距離を算出できる可能性はありません。発生する力の程度と方向に影響する他の要因がいくつか他にあります。仮に正確な力を計算することができたとしても、この力が特定の個人に対してどのような効果を及ぼすかは予想することはできません。

ノークスらは1999年に、頭部離断、脊髓切断による迅速な意識消失、および一定時間明瞭に意識があった後の死の間には明確な境界点がないと述べました(「絞首刑の生体力学 事例報告」)²⁰。

つまり、ラブル博士によれば、絞首刑の執行方法を変更しても、事故、すなわち、頭部離断や意識を保ったままの緩慢な窒息死の可能性は消えない。

最後に、全体として絞首刑の残虐性はどこにあるのか聞いた。

【質問10】

もしあれば、貴殿がお考えになる絞首刑の残虐性を御説明いただけますか。それを銃殺刑および致死薬物注射の残虐性と比較していただけますか。

【回答】

特定の個人に対する影響を予見しうる科学的な可能性がないので、絞首刑は残虐な行為の極端な実例です。絞首刑の多くの場合、死は瞬間的ではなく、一定の時間意識があった後に起こり、したがって、死刑を執行される者に不必要な苦痛と傷害が起こります。

結論として、ラブル博士は、銃殺刑や致死薬物注射と比較して、絞首刑の結果は予想できない、一定の時間意識があり、その間に不必要な苦痛や傷害があった後に死亡すると述べている。

なお、絞首刑の場合、死刑囚を垂下した際に、ロープが切れる、死刑囚がロープから外れるなどの「失敗」も存在する。

これらの事態が起こった場合、再執行という問題が出てくる。実例が報告されている(いずれの記事も旧字体を新字体に改めるなどした)。

当時、京都監獄の現役看守が執筆した雑誌記事²¹から、ロープが切れた例を挙げる。

「死刑を執行するに当り、余輩指揮監督の地位に立ち、部下の執行者に現場に於て殺事を為さしめたる時の感相たるや、如何に職務なりと雖も、指揮者の下斑にあるもの顔色蒼然として寧ろ受刑者より反て執行者が軟弱なる状ありし。併し余輩ももとより此の惨刑執行の現場に於ては惻隱同情の発動を旺ならしめ堪えざる者ありしと雖も、此の場合弱気を示すことを許さず、自から進んで剛胆を鼓舞して、虚勢を張り、絞首台の上下周囲に指揮監督し予期の如く絞首せしめ、刑者の踏台を外し、台下に落ると同時に何ぞ囃らん絞縄、中間に於て切断し、刑者は地下に落倒せ

り。此の意外の出来に際し、執行吏は勿論、立会官も共に一時呆然として為す所を知らずと雖も、此の間髪を容れざる臨機に処し一刻一秒時も躊躇すべき場合にあらざるを以て余輩奮然自ずから其現場に飛込み刑者に残存する切断絞縄を締め、一面台上に結い付け、更に釣揚げ、漸く執行を結了せり。嗚呼、此の間に於ける無惨残酷、今更之を語るも転た戦慄の思あらしむ」。

また、新聞記事²²から、ロープが外れた例を挙げる。日付と場所は、1893年7月27日、東京市ヶ谷監獄署。死刑を執行されたのは長島高之助である。

「土用の丑の日、鰻屋死刑に就く 去る二十七日市ヶ谷監獄署に於て死刑に処せられし内藤新宿の二人斬凶行者、同地三丁目八番地竹虎方雇人鰻裂き長島高之助は、当日裁判所に引出だされて死刑の宣告を受け、同人は頻りに愁傷の体なりしが、ややありていいける様、死期際にのぞみ申上度き一大事の候えば死刑三日間の御猶予を願うと声を放ちて涕泣し其の場を一寸も動かざるにぞ、看守等引き立てて刑場に引据えたるに、如何にしけん絞罪機の一度ならず二度までも外れて罪人地上に落ちたるはいまだ例なきのみならず、別に日もあるべきに土用の丑の日に鰻裂きの男が死刑を受くるとは奇怪のことよと白髪の看守は呟きぬ」。

おわりに

以上、ラブル博士の意見等によって、絞首刑を執行された者の頸部臓器が広範に離断すること、絞首刑を執行された者は5～8秒間意識があり、その間痛みを感じること等が明らかとなった。絞首刑が頭部離断や意識を保ったままの緩徐な窒息死をもたらす可能性があること、現実に東京拘置所の刑場でそのような事態が起こりうることを示した。古畑鑑定の誤りが科学的な根拠に基づいて指摘されたのである。また、絞首刑にはロープが切れる、ロープが外れる等の失敗があることも指摘した。

古畑鑑定から約60年の時を経た。

1955年4月6日最高裁大法廷判決が想定していなかった事実が明らかとなり、想定していた事実が誤りであることが明らかとなったのである。

絞首刑は本当に残虐でないのかが今こそ問われな

ければならない (<http://deathpenalty-trial.jp/> 参照。サイト掲載記事についての問合せは後藤真人法律事務所宛)。

- 1 最大判昭23・3・12刑集2巻3号191頁。
- 2 最大判昭30・4・6刑集9巻4号663頁。
- 3 同681頁。
- 4 向江瑋悦『死刑廃止論の研究』(法学書院、1960年)。
- 5 同391～393頁。
- 6 同393～399頁。
- 7 同399～424頁。
- 8 同424～433頁。
- 9 同384頁。
- 10 島田莊司＝錦織淳『死刑の遺伝子』(南雲堂、1998年) 203～209、261～273頁。
- 11 Rahl-W et al, Erhängen mit Dekapitation, Kasuistik-Biomechanik, Arch. Krim, 195 ;31～37(1995).
- 12 James. R et al, The occurrence of cervical fractures in victims of judicial hanging, Fore.Sci.Inter, 54; 81-91 (1992).
- 13 Rossen. R et al, Acute Arrest of cerebral circulation in man, Arch. Neurol. Psychiat. 50; 510-528 (1943).
- 14 Nokes. L. D et al, Biomechanics of judicial hanging, a case report, Med. Sci. Law, 39; 61-64 (1999).
- 15 前掲注11論文。
- 16 読売新聞1883年7月8日記事。
- 17 東京絵入新聞1883年7月8日記事。
- 18 石橋無事「死刑屍の法医学的観察(上)(下)」犯罪学雑誌9巻(1935年)5～6号540～547、660～666頁。
- 19 前掲注9論文。
- 20 前掲注14論文。
- 21 木名瀬礼助「刑法改正案に就ての所感」監獄協会雑誌20巻2号(1907年)127～135頁。
- 22 読売新聞1893年8月1日記事。

